

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和6年9月11日(2024.9.11)

【国際公開番号】WO2024/080337

【出願番号】特願2024-534400(P2024-534400)

【国際特許分類】

H 0 1 M 50/131(2021.01)

H 0 1 M 50/103(2021.01)

H 0 1 M 50/105(2021.01)

H 0 1 M 50/121(2021.01)

H 0 1 M 50/129(2021.01)

H 0 1 M 50/141(2021.01)

H 0 1 M 50/15(2021.01)

H 0 1 M 50/159(2021.01)

H 0 1 M 50/16(2021.01)

H 0 1 M 50/176(2021.01)

H 0 1 M 50/178(2021.01)

H 0 1 M 50/184(2021.01)

H 0 1 M 50/186(2021.01)

H 0 1 M 50/188(2021.01)

H 0 1 M 50/193(2021.01)

H 0 1 M 50/198(2021.01)

H 0 1 M 50/548(2021.01)

H 0 1 G 11/78(2013.01)

10

20

【 F I 】

H 0 1 M 50/131

H 0 1 M 50/103

H 0 1 M 50/105

H 0 1 M 50/121

H 0 1 M 50/129

H 0 1 M 50/141

H 0 1 M 50/15

H 0 1 M 50/159

H 0 1 M 50/16

H 0 1 M 50/176

H 0 1 M 50/178

H 0 1 M 50/184 A

H 0 1 M 50/184 C

H 0 1 M 50/186

H 0 1 M 50/188

H 0 1 M 50/193

H 0 1 M 50/198

H 0 1 M 50/548 1 0 1

H 0 1 M 50/548 3 0 1

H 0 1 G 11/78

30

40

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月7日(2024.6.7)

【手続補正1】

50

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

電極体と、

前記電極体と接続される電極端子と、

前記電極体を封止する外装体と、を備える蓄電デバイスであって、

前記外装体は、フィルム状の外装部材によって構成されており、

前記外装体は、

前記外装部材が前記電極体を包んだ状態で接合された第 1 封止部と、

前記電極端子が取り付けられ、前記電極体の側方に配置される蓋体と、を備え、

前記蓋体の一部は、前記外装部材と接合され、

前記外装部材は、バリア層を含み、

前記蓄電デバイスは、前記バリア層よりも内側の少なくとも一部に配置される蓄電デバイス用樹脂フィルムを有し、

前記蓄電デバイス用樹脂フィルムは、吸水剤及びガス吸収剤の少なくとも一方を含み、

前記蓋体と前記外装部材との間の少なくとも一部に配置される

蓄電デバイス。

【請求項 2】

前記蓄電デバイス用樹脂フィルムは、前記外装部材の熱融着性樹脂層として用いられる請求項 1 に記載の蓄電デバイス。

【請求項 3】

前記蓄電デバイス用樹脂フィルムは、前記外装部材と前記電極端子とを接合する端子用接着フィルムとして用いられる

請求項 1 または 2 に記載の蓄電デバイス。

【請求項 4】

前記蓋体を構成する材料は、樹脂材料及び金属材料の少なくとも一方を含む

請求項 1 または 2 に記載の蓄電デバイス。

【請求項 5】

前記蓄電デバイス用樹脂フィルムは、前記蓋体と前記電極体との間の少なくとも一部に配置される

請求項 1 または 2 に記載の蓄電デバイス。

【請求項 6】

前記蓄電デバイス用樹脂フィルムは、前記蓋体と前記電極端子との間の少なくとも一部に配置される

請求項 1 または 2 に記載の蓄電デバイス。

【請求項 7】

前記蓋体は、前記電極端子が貫通する孔を有し、

前記蓄電デバイス用樹脂フィルムは、前記孔に配置される

請求項 1 または 2 に記載の蓄電デバイス。

【請求項 8】

前記蓋体は、前記電極体と面する第 1 面、及び、前記第 1 面と反対側の第 2 面を含み、

前記蓄電デバイス用樹脂フィルムは、前記蓋体の前記第 2 面の少なくとも一部に接合される

請求項 1 または 2 に記載の蓄電デバイス。

10

20

30

40

50